

各務原市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務処理要綱

(平成24年12月4日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「法」という。)、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令(平成24年政令第286号。以下「令」という。)及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。)に基づき、低炭素建築物新築等計画の認定等の事務を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、令及び省令の定めるところによる。

(技術的審査)

第3条 法第53条第1項又は第55条第1項の規定による認定の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、当該申請を行う前に、低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、次に掲げる機関による技術的審査を受けることができる。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)

第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関

(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「品確法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合にあっては、建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の2第1項に規定する指定確認検査機関を兼ねているものに限る。)

2 前項各号に掲げる機関は、同項の技術的審査の結果、低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、適合していることを証する書類(以下「適合証」という。)を当該申請者に交付するものとする。

(基準適合が確認できる書類)

第3条の2 法第53条第1項又は第55条第1項の規定による認定の申請のあった低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項第1号に規定する基準に適合していることについて確認できる書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条第1項各号に掲げる機関が交付する適合証
- (2) 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書であつて、日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の5の項に規定する断熱等性能等級が5以上であり、かつ、同項に規定する一次エネルギー消費量等級が6であるもの。ただし、法の施行の際現に存する建築物の住宅部分にあつては、日本住宅性能表示基準別表1の5の項に規定する断熱等性能等級が4以上であり、かつ、同項に規定する一次エネルギー消費量等級が5である場合に適合していることを確認できるものとする。
- (3) 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書（BELS評価業務実施指針に基づく評価が、一戸建ての住宅にあつてはNearl y ZEH以上、共同住宅等にあつてはZEH－M O r i e n t e d以上、非住宅建築物にあつてはZEB O r i e n t e d以上の場合に限る。）

（市長が必要と認める図書）

第4条 省令第41条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 適合証により審査を受ける場合にあつては、その適合証
 - (2) 前条第2号の設計住宅性能評価書により審査を受ける場合にあつては、その写し
 - (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）Ⅱの第1の1（2）に該当する場合にあつては、第1号の適合証（第3条第1項第2号に掲げる機関が交付するものに限る。）を添付する場合を除き、品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価書の写し又は品確法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し
 - (4) 都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第118号）4の（2）③の規定による都市の緑地の保全への配慮に係る制限等を有する地域における場合にあつては、その制限等に適合する旨の証明書等
 - (5) 前条第3号の評価書により審査を受ける場合にあつては、その写し
- （市長が不要と認める図書）

第5条 省令第41条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、前条第3号の規定により住宅性能評価書の写し又は住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあつては、当該基準に適合することの確認に必要な図書とする。

(建築確認申請書等)

第6条 申請者は、法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく申出をする場合は、計画通知取扱申請書（様式第1号）を添付するものとする。

2 法第54条第2項の規定に基づき提出する建築基準法第6条第1項の確認の申請書は、正本1通及び副本1通とする。

(計画通知)

第7条 市長は、計画通知取扱申請書を受理したときは、低炭素建築物新築等計画に低炭素建築物新築等計画通知書（様式第2号）を添付し建築主事に通知するものとする。

(構造計算適合性判定に準じた審査の実施等)

第8条 市長は、前条の規定による通知をした建築物に構造計算適合性判定（建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定をいう。以下同じ。）を要する建築物が含まれている場合には、申請者に構造計算適合性判定に準じた審査を行うよう求めるものとする。ただし、建築基準法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書の交付を受けた場合はこの限りでない。

2 申請者は、前項の審査を受けた場合は、その結果（以下「審査結果通知書」という。）を市長に提出するものとする。ただし、建築基準法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書の交付を受けた場合は、その写し及び関係書類を提出するものとする。

3 市長は、前項の規定により審査結果通知書又は適合判定通知書の写しを受理した場合は、前条の規定による通知にこれを添付するものとする。

(適合するかどうか判断できない旨の通知)

第9条 市長は、申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合するかどうか判断できない場合又は同条第4項において準用する建築基準法第18条第15項の規定による適合するかどうかを決定できない旨の通知書の交付を受けた場合は、適合するかどうか判断できない旨の通知書（様式第3号）により当該申請者へ通知するものとする。

(認定しない旨の通知)

第10条 市長は、申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認めた場合又は同条第4項において準用する建築基準法第18条第15項の規定による適合しない旨の通知書の交付を受けた場合は、認定しない旨の通知書(様式第4号)により当該申請者へ通知するものとする。

(計画変更届)

第11条 法第54条第1項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定を受けた者(以下「認定建築主」という。)は、法第54条第1項の規定による認定を受けた低炭素建築物新築等計画(以下「認定低炭素建築物新築等計画」という。)の変更(省令第44条各号に掲げる軽微な変更に限る。)をする場合は、当該計画変更に係る工事に着手する前に、低炭素建築物新築等計画変更届(様式第5号)の正本1通及び副本1通に当該変更に係る図書を添えて市長に提出するものとする。ただし、省令第46条の2に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面の交付に係る申請を行う場合は、この限りでない。

(軽微変更該当証明書)

第11条の2 省令第46条の2の規定により軽微な変更に応当していることを証する書面の交付を受けようとする者は、軽微変更該当証明書交付申請書(様式第5号の2)の正本1通及び副本1通に、それぞれ当該変更をする計画に係る省令第43条第2項に規定する通知書又はその写し及び省令第41条第1項に規定する図書(当該変更に係る部分に限る。)を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、軽微変更該当証明書交付申請書を受理し、軽微な変更に応当することを確認した場合は、軽微変更該当証明書(様式第5号の3)によりその旨を通知するものとする。

(申請の取下届)

第12条 申請者が当該申請を取り下げる場合は、低炭素建築物新築等計画認定等申請取下届(様式第6号)の正本1通及び副本1通を市長に提出するものとする。

2 前項の場合において、低炭素建築物新築等計画認定申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。

(建築工事完了報告書)

第13条 認定建築主は、申請に係る建築物の建築工事を完了したときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書(様式第7号)

により、認定低炭素建築物新築等計画に従って工事が行われた旨を市長に報告するものとする。

2 前項の規定による報告には、建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項若しくは第4項の規定による確認済証を受けた場合は、同法第7条5項、第7条の2第5項又は第18条第22項若しくは第26項に規定する検査済証の写しを添付するものとし、必要に応じ工事写真を添付するものとする。

(認定建築主変更等届)

第14条 次に掲げる者は、認定建築主変更等届(様式第8号)の正本1通及び副本1通を市長に提出するものとする。

(1) 認定建築主の一般承継人

(2) 認定建築主から、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の所有権その他建築及び維持保全に必要な権限を取得した者

(報告の徴収)

第15条 法第56条の規定による報告の徴収は、報告を求める旨の通知書(様式第9号)により行うこととする。

(改善命令)

第16条 法第57条の規定による改善命令は、改善命令書(様式第10号)により行うこととする。

(建築取りやめ申出書)

第17条 認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出書(様式第11号)により行うものとし、省令第43条第1項の規定による認定通知書を添付するものとする。

(認定の取消し)

第18条 法第58条の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の取消しの通知は、認定取消通知書(様式第12号)により行うこととする。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成28年12月8日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(令和7年3月31日決裁)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

計画通知取扱申請書

年 月 日

（宛先）各務原市長

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 4 条第 2 項の規定により、下記の低炭素建築物新築等計画について、建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けたいので建築基準法施行規則第 1 条の 3 に規定する書類を添付して申請します。

記

1. 申請に係る建築物の位置
2. 建築物の用途
3. 延べ面積（㎡）

※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※ 決裁年月日
年 月 日		
第 号		

（注意）

1. ※印の欄には、記入しないでください。
2. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第 2 号（第 7 条関係）

低炭素建築物新築等計画通知書

（宛先）各務原市 建築主事

第 号
年 月 日

通知者官職 各務原市長 印

建築主氏名
設計者氏名

受付欄	消防通知欄	決裁欄	通知番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号

第 号
年 月 日

適合するかどうか判断できない旨の通知書

様

各務原市長 印

下記の申請については、下記の理由により都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 4 条第 1 項の規定（法第 5 4 条第 2 項の申し出があった場合は建築基準関係規定を含む。）に適合するかどうか判断できないので、これを通知します。

記

1. 申請年月日
2. 申請に係る建築物の位置
3. 理由

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

認定しない旨の通知書

様

各務原市長 印

下記の申請については、下記の理由により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定（法第54条第2項の申し出があった場合は建築基準関係規定を含む。）による認定をしないこととしたので、これを通知します。

記

1. 申請年月日
2. 申請に係る建築物の位置
3. 理由

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

低炭素建築物新築等計画変更届

年 月 日

（宛先）各務原市長

届出者住所
氏名

低炭素建築物新築等計画を変更（国土交通省令で定める軽微な変更に限る。）したいので、各務原市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務処理要綱第 1 1 条の規定により届け出ます。

記

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号
2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
3. 認定建築主の氏名又は名称
4. 認定に係る建築物の位置
5. 軽微な変更の内容
（前）

（後）
6. 変更理由

※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※ 通 知
		※ 原本照合

（注意）

1. ※印の欄には、記入しないでください。
2. 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第5号の2（第11条の2関係）

（第1面）
軽微変更該当証明書交付申請書

年 月 日

（宛先）各務原市長

提出者の住所又は
主たる事務所の所在地

提出者の氏名又は
名称及び代表者の氏名

設計者氏名

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第46条の2の規定により、低炭素建築物新築等計画の変更が省令第44条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付文書に記載の事項は、事実と相違ありません。

〈計画を変更する建築物の直前の低炭素建築物新築等計画の認定〉

【認定通知番号】 第 号

【認定通知書交付年月日】 年 月 日

【認定通知書交付者】

【軽微な変更の概要】

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）第2面から第5面までとして省令別記様式第5第2面から第5面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

第 号
年 月 日

軽微変更該当証明書

様

各務原市長 印

下記の申請について、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条の軽微な変更に該当していることを証明します。

記

- 1. 申請年月日
- 2. 申請に係る建築物の位置
- 3. 変更内容
- 4. 変更前の低炭素建築物新築等計画の認定

認定通知番号 第 号

認定通知書交付年月日 年 月 日

認定通知書交付者

（注意）この証明書は、大切に保存しておいてください。

様式第 6 号（第 1 2 条関係）

低炭素建築物新築等計画認定等申請取下届

年 月 日

（宛先）各務原市長

届出者住所
氏名

次の申請を取り下げたいので届け出ます。

1. 申請の種類
2. 申請年月日
3. 申請に係る建築物の位置
4. 取り下げ理由

※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※ 決裁年月日
年 月 日		
第 号		

（注意）

1. ※印の欄には、記入しないでください。
2. 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

（宛先）各務原市長

報告者住所
氏名

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了したので報告します。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）番号
2. 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）年月日
3. 認定建築主の氏名又は名称
4. 認定に係る建築物の位置
5. 建築工事完了年月日
6. 認定低炭素建築物新築等計画に従って建築物の建築工事が行われたことを確認した建築士等
（ 級）建築士（ ）登録第 号
住所
氏名 印
（ 級）建築士事務所（ ）知事登録第 号
名称
所在地

※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※ 決裁年月日
年 月 日		
第 号		

（注意）

1. ※印の欄には、記入しないでください。
2. 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3. 必要に応じ、工事写真を添付するとともに、建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項若しくは第4項の規定による確認済証を受けた場合は、同法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第2項若しくは第26項に規定する検査済証の写しを添付してください。

(裏面)

7. 認定低炭素建築物新築等計画に従って建築物の建築工事が行われた旨の確認内容

	確認を行った部位、 材料の種類等	照合内容	照合を行った 設計図書	照合結果(不適の場合 は、その内容)
外壁、窓等 を通じての 熱の損失の 防止に関する 基準				
一次エネルギー消費量 に関する基準				
建築物の低炭素化の促進のために 誘導すべきその他の基準				

様式第 8 号（第 1 4 条関係）

認定建築主変更等届

年 月 日

（宛先）各務原市長

届出者住所
氏名

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物について、一般承継又は所有権その他建築及び維持保全に必要な権限を取得しましたので、各務原市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務処理要綱第 1 4 条の規定により報告します。

記

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号
2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
3. 認定建築主の氏名又は名称（変更前）
4. 認定に係る建築物の位置
5. 変更等理由

※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※ 決裁年月日
年 月 日		
第 号		

（注意）

1. ※印の欄には、記入しないでください。
2. 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

第 号
年 月 日

報告を求める旨の通知書

認定建築主

様

各務原市長

印

下記の認定低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律第 56 条の規定により、報告を求めます。

なお、この報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、法により罰せられることがありますので申し添えます。

記

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号
2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
3. 認定建築主の氏名又は名称
4. 認定に係る建築物の位置
5. 報告を求める内容
6. 報告の期限

第 号
年 月 日

改善命令書

認定建築主

様

各務原市長

印

下記の認定低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律第 57 条の規定により、改善に必要な措置を命じます。

記

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号
2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
3. 認定建築主の氏名又は名称
4. 認定に係る建築物の位置
5. 命ずる措置
6. 改善の期限

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 11 号（第 17 条関係）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出書

年 月 日

（宛先）各務原市長

申出者住所

氏名

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめたいので、次のとおり申し出ます。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号
2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
3. 認定建築主の氏名又は名称
4. 認定に係る建築物の位置
5. 取りやめの理由

※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※ 決裁年月日
年 月 日		
第 号		

（注意）

1. ※印の欄には、記入しないでください。
2. 申出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3. 申出書には、省令第 43 条第 1 項の規定による認定通知書を添付してください。

第 号
年 月 日

認定取消通知書

認定建築主

様

各務原市長

印

都市の低炭素化の促進に関する法律第 58 条の規定に基づき、下記の認定低炭素建築物新築等計画について、その認定を取り消しましたので、各務原市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務処理要綱第 18 条の規定に基づき、これを通知します。

記

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号
2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
3. 認定建築主の氏名又は名称
4. 認定に係る建築物の位置
5. 理由

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。